

群馬大学医学部附属病院屋内掲示物取扱要項

平成20. 5.13 制定

改正 平成26. 4 . 1

平成31. 3 . 4

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における屋内掲示物（外来棟，中央診療棟及び病棟に限る。以下「掲示物」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(掲示物)

第2 掲示物は，その使用目的に応じ，原則として所定の掲示板を使用するものとする。

(掲示物の範囲)

第3 本院の掲示板に掲示できる掲示物は，本院の業務に関係のあるもので，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令等により広報が義務づけられているもの
- (2) 本院の運営に関し，患者等に広く周知が必要なもの
- (3) 本院が主催，後援等する催し物の案内等
- (4) 教職員の採用に関する案内
- (5) その他病院長が必要と認めたもの

(責任者)

第4 本院における掲示物に関する責任者は次のとおりとする。

| 部 署 | 責 任 者 |
|----------------------|-----------------|
| 外来診療科 | 外来医長又は外来師長 |
| 病 棟 | 病棟師長 |
| 中央診療施設等（薬剤部，看護部を含む。） | 副部長，副センター長又は技師長 |
| 上記以外の共通部分 | 医事課長 |

- 2 掲示板に掲示物を掲示しようとする場合は，掲示物に関する責任者の許可を得るものとする。
- 3 責任者は，第3に規定する掲示物の範囲内であること及び第6に規定する掲示禁止情報でないことを確認した上で，掲示場所を指示するものとする。
- 4 責任者は，必要に応じて掲示物の数量その他掲示板の利用を制限することができる

5 責任者は、掲示板の整理に努めるものとする。

(掲示物の連絡先等)

第5 掲示物には、責任者名、連絡先及び掲示期間を記載しなければならない。

(掲示禁止情報)

第6 次の各号に掲げる情報は、掲示を禁止する。

- (1) 法令に違反する情報
- (2) 虚偽の情報又はデマ
- (3) 個人、組織等の財産、正当な権利、利益、名誉、信用等を損なうおそれのある情報
- (4) 政治的な宣伝に関する情報
- (5) 宗教の宣伝又は布教に関する情報
- (6) 公序良俗に反する情報
- (7) その他本院の管理運営に障害を生じさせるおそれのある情報

(掲示物の撤去)

第7 所定の掲示期間を経過した掲示物は、責任者において直ちに撤去しなければならない。

2 病院長は、この要項に違反する掲示物を直ちに撤去することができる。

(掲示板)

第8 本院の掲示板(事務部他課の所掌を除く。以下同じ)は、掲示物の内容に基づき区分表示を行うものとする。

2 本院の掲示板の管理は、別に定める場合を除き、医事課において行う。

附 則

この要項は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年3月4日から施行する。